

## 「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景

原 史彦

### キーワード

「山下家覚書」 山下氏勝 徳川義直 徳川光友 大乳 お尉の方（乾の方） 相応院お龜の方 春姫 山崎左京 聖運寺 至誠院 『名古屋市史』 『土林泝洄』 『源敬様御代御記録』 『尾藩世紀』 『袂草』 『續三尾婦女善行錄』

### はじめに

山下氏勝（一五六八～一六五四）は、清須城及び城下町を名古屋台地上へ移転させる「清須越し」を提唱した人物として知られる尾張徳川家初代義直（一六〇〇～五〇）の臣である。清須は水攻めに弱い土地であるため、名古屋・小牧・古渡の三候補地を家康に示し、那古野台地への移転を家康に決断させたことが「尾州旧話略」なる記録を引用した「敬公実録」<sup>(1)</sup>に記されている。

氏勝の経歴については、『名古屋市史 人物編第一』<sup>(2)</sup>に簡略な紹介があり、要約すれば、当時の紀伊藩浅野家との取次を勤め、浅野家二代幸長（一五七六～一六一三）亡き後の家督相続に尽力したこと、大坂の陣の功績により、尾張徳川家中で唯一加増を受けたこと、二代将軍秀忠の尾張徳川家鼠穴邸への元和九年（一六二三）の御成を差配・饗應したこと、寛永六年（一六二九）の江戸城普請における石切場を仕切ったといった事績が挙げられている。中でも大きな功績は、後述するように尾張徳川

家二代光友（一六二五～一七〇〇）の出生に至る縦縁に関与し、光友を義直の子として認めさせる役割を果たしたことである。

『名古屋市史』の山下家に関する記事は、註記にある「山下家系譜」・「山下道山覺書」・「山下氏書上」といった史料を基にしたと思われるが、いずれの記録もこれまで所在不明とされていた。また、氏勝関係の文書十三通が平成十五年（二〇〇三）に刈谷市歴史博物館に寄贈されていたものの広く周知に至っていないため、一連の文書の解析は、同館学芸員（現在は大津市歴史博物館学芸員）だつた五十嵐正也氏による報告<sup>(3)</sup>を待たねばならなかつた。この報告が『名古屋市史』以降に出された氏勝に関する唯一の学術成果という状況にある。

ここにおいて、東京大学史料編纂所の「所蔵史料目録データベース」（Hi-CAT）<sup>(4)</sup>上に「山下家覚書」（以下、「本覚書」という。）が掲出されている事が、名古屋城調査研究センター所長・服部英雄氏の指摘により判明した。内容から『名古屋市史』が引用した「山下道山覺書」に該当ないしは類似する記録と思われる。撮影自体は一九一九年に遡り、旧所蔵者は名古屋市西区の村松六助氏だが、この人物の経歴は未詳である。縦二十七糀の右綴じ堅本で、表紙左上隅の二重枠題簽に「山下家覺書」、右上に「東京帝國大學附属圖書館 No.260009」の蔵書ラベル、右下には現在でも同所で使用されている請求記号のラベル「2075

「1958」が添付されている。

本覚書は全七十丁にわたり、氏勝の事績や山下家の由緒に関する十一件の記録が収載されている。掲載文書に筆跡の違いが見られるため、伝來文書の合綴のような体裁である。製作時期が判明する掲載文書の年紀は、元禄十四年（一七〇二）・宝永三年（一七〇六）・享保元年（一七一六）・明和二年（一七六五）・文化元年（一八〇四）だが、氏勝の末子・山下道山（時氏）が著した「創業錄」の藩への差し出しをめぐる一件が生じた文化元年時に、本覚書がまとめられた可能性が高い。

記載された内容は、すでに『名古屋市史』であらましが紹介されているが、本覚書はその詳述記録である。本覚書の冒頭に掲載された①「覚（徳川光友生誕に関する）」には、光友の生母・歡喜院お尉の方（乾の方・生年未詳／一六三四）の懷妊を認めるか否かで尾張藩内の意見が割れたこと、光友認知に向けて氏勝が相当の根回しをしたことが具体的に判り興味深い内容となっている。また、これまで諸説あつた光友の誕生地も、この記録から裏付けられる。本覚書は山下氏勝の功績を讃えることを目的とするため、我田引水的な表現もあるが、光友誕生に関する記事や、名古屋築城時の浅野家との取次のいきさつは、当事者記録として貴重で、初期尾張藩政史を紐解く一助となる。

本稿ではまず①を基に、光友生母の懷妊から出生後に至る認知交渉の経緯をたどり、正規の手続きを経ずに殿様の子を身ごもつた女性に対する処遇の一例を明らかにする。その上で本覚書の翻刻を行つた。ただし、紙面の都合上、本稿では①以下、②「覚（山下道智事績に関する）」・③「中村勝時筆山下一問多（氏倫）宛譲状（山下道智所持刀等遺品類の譲渡に関する）」・④「山下氏倫筆山下一問多（氏植）宛覚（家督相続に付、山

下道智所持刀の譲渡に関する）」のみの翻刻とする。次号では⑤「（紀伊浅野家取次に関する山下道智事績覚）」を基に浅野家と名古屋城築城の関わりを紹介する予定のため、⑤以降の翻刻掲載は次号とする。

なお、「光友」の諱は寛文十二年（一六七二）以降の名乗りで、それ以前は「光義」だが、本稿では偏諱下賜以前の状況も説明する関係上、一般的に呼称される「光友」で統一する。

### 一 山下家の系譜及び『山下家覚書』の構成

尾張藩士の記録『士林泝洄』附録卷第七十三庚之部御外戚家によれば、氏勝の曾祖父・大和守氏頼（三郎・勘解由左衛門）は飛騨国荻町城（岐阜県白川村）を本拠とし、飛騨国内の他、越中国砺波郡まで勢力をのばしていたという。父の大和守時慶（三郎左衛門）は、飛騨国の内ヶ島氏理に属してその娘婿となり、金森長近の飛騨国侵攻を契機として内ヶ島氏と共に豊臣秀吉に仕えた。時慶の二男である氏勝は、小田原陣の際に秀吉の先鋒に属し、後に家康に属して近江国蒲生郡内に領地を賜る。そして、慶長七年（一六〇二）に当時数え三歳の家康九男・義直の傳役になつた。また、義直の生母・相応院お亀の方（一五七三／一六四二）の妹・隆正院慕茶（生年未詳／一六四九<sup>⑥</sup>）を室としている。

山下家の本姓は藤原、家紋は左三ツ巴紋、氏勝の幼名は万寿丸・半三郎、後に信濃・大和を名乗る。家康の命により大番頭を勤めたことを「此職ノ之始ナリ」と『士林泝洄』は記す。大坂の陣では、「馬廻組及歩行士輕卒」を率いて義直勢に属した。饗應の古礼を知る者として元和元年（一六一六）の正室・春姫を迎える婚礼差配、寛永二年（一六二五）の將軍御成時の饗應役を勤めたことも記される。寛永十年（一六三三）に寄

合触流頭」の役を拝命した後、同十九年に致仕して家督を長子・氏政に譲り、承応二年（一六五三）十一月二十日に八十六歳で歿した。

山下家は氏勝歿後に二代氏政（市正）が寛文三年（一六六三）に間宮大隅の私婚に連座して改易となり、氏政弟の氏忠（権之助）・氏紹（佐左衛門）・秀氏（市郎兵衛）と共に尾張国を去ることとなつた。ただし、氏勝の弟である氏慶の子・氏連（源太左衛門）の系譜が三百石（後、百五十石）の尾張藩士として残つた。

尾張藩を去つた山下家一門の内、氏勝の長子・氏政（市正）の孫・半左衛門と、次子・氏忠（権之助）の子・氏重（仁左衛門）及び氏元（弥三右衛門）は召し返されて、半左衛門と氏重（仁左衛門）は「寄合」となり、氏元（弥三右衛門）は元禄五年（一六九二）に尾張藩附家老・竹腰筑後守友正の同心として二百石を知行した。氏重（仁左衛門）は後に三百石代を賜つてゐる。また、同じく尾張藩を去つた氏勝の第三子・氏紹（佐左衛門）の子・氏長（佐七）は、貞享五年（一六八八）に召し返されて「五十人頭」となり、後に二千石知行の藩士・中村勝親（又藏）の養子となつて名を勝時（又藏）と改め、中村家を継いだ。

氏勝の末子（第五子）・時氏（武左衛門・道山）は連座せずに五百石の藩士として尾張藩に留まつたが、養子とした二代氏政の孫・小左衛門（武左衛門）が元禄十一年（一六九八）に改易となつた。しかし、養父・時氏（武左衛門・道山）には月俸二十口の捨扶持が与えられている。この時点では時氏（武左衛門・道山）が当面の山下家名跡継承者となつて命脈を保つことになる。

その後、兄・氏紹の子で中村家を継いでいた勝時（又藏）に二男・兵五郎が翌元禄十二年に出生したことから、時氏（武左衛門・道山）は、

兵五郎を養子として貰い受け、同十四年に山下の名跡を継がせることが認められた。兵五郎は一問多と改名して氏倫を名乗り、後に三百石代より四百石まで加増されている。（以上、「尾張藩士・山下家系図」参照。）今回紹介する「山下家覚書」は次の十一件の記録で構成されている。各文書の内容からみて、尾張藩士として続いた山下家の内、氏勝の末子（第五子）・時氏（武左衛門・道山）の養子として家を再興し、事實上、山下家の宗家となつた氏倫（兵五郎・一問太）の家に繼承された記録とみなせる。

一〇十五丁（表） ① 「覚（徳川光友生誕に關する）」。

十六〇十七丁（裏） ② 「覚（山下道智事績に關する）」。

十八〇二十一丁（裏） ③ 「中村勝時筆山下一問多（氏倫）宛讓状（山

下道智所持刀等遺品類の讓渡に關する）」

享保元年五月十九日。

二十二〇二十二丁（裏） ④ 「山下氏倫筆山下一問多（氏植）宛讓状（家

督相続に付、山下道智所持刀の讓渡に關す

る）」明和二年五月十九日。

二十三〇三十四丁（表） ⑤ 「（紀伊浅野家取次に關する山下道智事績

覚）」。

三十五〇四十三丁（裏） ⑥ 「山下道山（時氏）筆織田宮内（貞幹）宛

家督讓願（山下道智業績書上及び家督讓願

い）」（元禄十四年）八月廿四日。

四十四〇四十七丁（表） ⑦ 「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛

書付（山下道智遺品に関する）戌卯月日。四十八～五十九丁（表）⑧「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛『道智老御器量之覺』」戌卯月日。

書付（山下道智遺品に関する）戌卯月日。七氏長・生鐵）が小森右權次なる人物に代筆させたことも付記されている。

六十～六十二丁（裏）⑨「（山下道智事績書上）」  
六十三～六十四丁（裏）⑩「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛  
申送状（創業録に関する）及び書物覚」宝

永三戌十一月二日。  
六十五～七十丁（表）⑪「（山下一問多宛等創業録御用指出に関する  
書状三通及び御用指出一件記録）」文化元  
年二月晦日～十一月廿六日。

なお、いざれも山下氏勝歿後の記録であるため、氏勝のことは晩年の

道号である「道智」と表記している。

①は、光友生母の懷妊・光友の誕生及び認知に氏勝の果たした役割をまとめた覚書で、氏勝の第三子・氏紹（佐左衛門・道哲）が氏勝より聞きとつた内容の写しである。原本は氏紹の子・氏長（佐七・後の中村勝時・生鐵）が養子となつて家を継いだ中村又藏家の所持とする。

②は、氏勝の略歴に関する伝聞経緯や諸記録の所在、氏勝画像の着贊の経緯についての覚である。

③は、氏勝遺品である刀剣の由緒及び継承経緯を記し、氏勝の第三子・氏紹（佐左衛門・道哲）の子・中村勝時（佐七氏長・生鐵）から、山下家の名跡を継承する勝時の次男・一問多（兵五郎・氏倫）へ渡した氏勝遺品刀剣の譲状である。享保元年（一七一六）時の作成。勝時（佐七氏長・生鐵）が中村家の養子となつた経緯、勝時の次男・兵五郎が一問多と改

名して山下家の名跡を継承する経緯も判明する。また本状は、勝時（佐七氏長・生鐵）が小森右權次なる人物に代筆させたことも付記されている。

④は、山下氏倫が、明和二年（一七六五）に隠居するにあたり、子の一問多（氏植）へ渡した山下道智所持刀の譲状である。

⑤は、氏勝と浅野家との関係を詳述した覚である。浅野幸長の娘・春姫（一六〇三～三七）を義直の正室と決定するいきさつ、名古屋築城に浅野家も関与できるように執り計らつたいきさつ、幸長歿後、浅野家領の義直への委譲打診を調整し、幸長弟の長晟（一五八六～一六三二）への継承を相応院お亀の方や家康を通じて斡旋したいきさつが山下一族の「道増」という人物による氏勝への聞き取りとして詳述される。

⑥は、氏勝の末子（第五子）・道山（時氏）が、兄・氏紹（佐左衛門・道哲）の子・中村勝時（佐七氏長・生鐵）の二男・兵五郎（後の氏倫）へ、山下家の名跡を譲ることを、御国老中・織田宮内（貞幹）へ打診した元禄十四年（一七〇二）の願状である。①を基にした氏勝の業績を記し、氏勝へ与えられた家康の黒印状は、道山（時氏）へ譲られたとする。後半には自身と「泰心院様」（三代綱誠）との関係も述べる。また、この願書は道山（時氏）の自筆であることを「山下一問多」が証している。

⑦は、氏勝の遺品を、時氏（道山）から養子・兵五郎（一問多・氏倫）へ譲る際の譲状である。氏勝宛の家康黒印状や、氏勝所持の刀剣・具足、春屋宗園の墨蹟、諸大名からの書状巻、肖像画の由緒を記し、これら一式を譲ることが記される。

⑧は、「道智老御器量之覺」と題した氏勝の事績書上である。他者から聞かされた氏勝の評価の他、寛永六年（一六二九）の江戸城普請にお

いて伊豆での石切差配をこなした経緯を兄・氏紹（佐左衛門・道哲）から聞き取りとして道山（時氏）が詳述する。義直は氏勝を苦手としていたようだ、氏勝を光友の「御屬」とするにあたり、四千石への加増を氏勝の正室・隆正院からの願いのようにして取り計らった義直のやり方に「脅をたゝき」て激怒したことが記されていて興味深い。こういった逸話を子孫へ継承するため、道山（時氏）から養子・兵五郎（一問多・氏倫）へ送られた状で、付記として氏勝肖像の贊の由来も記す。

⑨は、氏勝の事績を漢文調で記す。

⑩は、山下道山（時氏）が記した「創業録」と題する事績録の取扱いに関して、道山（時氏）から養子・兵五郎（一問多・氏倫）に対しても宝永三年（一七〇六）に送った申送状である。「泰心院様」（三代綱誠）が「創業録」の上覧を希望したが、内容に不備がある恐れがあるとして断り続けており、自分の死後に遺物として献上するために再編集・清書した経緯を記す。また、綱誠へ献上する前に山澄了雲等が閲覧を希望したため、殿様への憚りから他人に見せないこと、写しを取らない旨の「誓文状」を取つたこと等を記し、同書を継承する兵五郎に注意を喚起する。また、譲り渡す書籍の目録も付される。

⑪は、文化元年（一八〇四）に行われた「創業録」の上覧について、藩関係者から山下一問多（氏植）へ送られた書状三通と、同書の差し出し及び返却の経緯を記した書上である。上覧後「銀壹枚」が下賜されたようだ、年次から尾張徳川家十代斉朝への上覧と考えられる。

以上の内容から本覚書は、文化元年の十代斉朝への「創業録」上覧時に、先祖・氏勝の事績を再確認し、家祖の事績を子孫に継承する上で、当時の山下家に伝えられていた諸史料を収載した記録と見なせよう。

## 二 光友懷妊経緯

次に①を基に光友の生母・歓喜院お尉の方（乾の方）の懷妊から、義直の子として認知されるに至る経緯をたどることとする。①によれば、「御袋様」すなわち、お尉の方が懷妊したことを、まず義直の乳母だった大乳が知り、「御前様」と称されていた正室・春姫の「思召」も「恐多」ため、義直の幼少時より仕えて気心が知れた氏勝にこの一件を相談したのが、氏勝が光友の出生に関与するきっかけになつたとする。氏勝は義直生母・相応院お龜の方の妹・隆正院を室としているため、「相應院様江御内證之御相談申上候者之儀」、すなわち内々で相應院に相談できる立場であることも、大乳が相談相手に選んだ理由としている。なお、光友出生に関する経緯は「山下系譜」に記されており、全文が『名古屋市史 政治編第一』に紹介されているが、①にはさらに詳しい書きが記されている。

まず大乳が「僉儀」して義直の子を懷妊したことは間違いないと氏勝へ伝えたところ、氏勝は「先以目出度御事不過之候奉存候」と悦び、春姫が嫁いで「捨余年」になるにも拘わらず、懷妊の兆しが見えないため非常に心許無く思つていたとする。氏勝は慎重に「御袋様」や周囲の者の話を聞いて、義直の子であることを確信した。

そのため、「其時分御用も達被申候衆中」が連座の際に、彼らに懷妊を伝えるも、一座の反応は冷たく、「殿様御子様<sup>二而</sup>可有御座共難存候うたかせしき儀<sup>二而</sup>有之由」と、義直の子であることが疑わしいと言う者、「加様之御腹之御子様 上様之御甥子御姪子等とて江戸などへ御下被成候事ハ成間敷候由」と、このような身分の低い者から出生した子を上様の甥・姪として江戸へ下すことなど出来ないと言う者、「兎角疑敷御

子様と申主君<sub>ニ</sub>仕候儀 御家中衆迷惑可仕候間 此度之御事ハ先なき様<sub>ニ</sub>仕度<sub>ト</sub>と、このような疑わしい子を将来主君と仰ぐのは迷惑であり、今回の懷妊は無かつたことにしてるようにと言う者、「御前様思召難計候 其上浅野但馬守殿初御一家之思召も如何候ハん」と、春姫や春姫の実家・浅野家の心証はいかがかと言う者、また春姫が懷妊しなくとも、近頃側室とした「中宮様<sub>ニ</sub>御越被成候御方」、すなわち貞松院さい（一六〇八）八四）が懷妊する可能性もあるので、「とかく此度之御事ハなき様<sub>ニ</sub>仕候て可然」、すなわち無かつたことにしてようとに、平然と言ひ放つ者までいる始末であった。

これに対して氏勝は、「此度之御子様たとひ御男子<sub>ニ</sub>而も 御前様<sub>ニ</sub>御子様御誕生被遊候ハ、いつ<sub>ニ</sub>而も御惣領<sub>ニ</sub>御たて可被成候其時ハ今度之御子様は御二男に成共 又は御家來<sub>ニ</sub>成とも可被遊候」と、もし誕生するものが男子であつたとしても、春姫が男子を産んだのなら、その子を跡継ぎとし、今回の男子は二男や家来に格下げにしても良いと、跡継ぎにすることを前提としないことを明言する。そして、懷妊に対する疑問に応えるため、徹底して詮議を行い、「御袋様」がここにいたるまで城から出ていないことを確認したとして、父親は義直以外にありえない事を申し述べ、春姫や実家の浅野家を説得する旨で周囲を説くものの「連座いつれも合点無之候」と、誰からも同意は得られなかつた。そこで氏勝は江戸の相應院に懷妊の事実を伝えたところ、相應院は「不大形御悦被成能様<sub>ニ</sub>とりと<sub>ト</sub>のへ御子様御誕生被遊候様<sub>ニ</sub>信濃才覚可仕之由」と、大変喜び、無事出産できるよう「信濃」（氏勝）の才覚に任せらる旨の連絡が届いた。

しかし、日を追うごとに懷妊の事実は視認できる状態になるため、城

内の女中が騒ぎ出したことから、「御袋様」は大乳の子である矢崎左京（利光・生年未詳／一六三一）の屋敷へ引き取られた。誰も取り持つてくれず、氏勝は孤立無援状態で、直接、義直に談判に及んだものの、義直からは「曾<sub>ニ</sub>而御覚不被遊候間 其分<sub>ニ</sub>相心得なき物<sub>ニ</sub>可仕旨 御意御座候」と、身に覚えが無く、「なき物」にしろとまで言われている。この場合の「なき物」は、無かつたことにしていう意味にも取れるが、文末における述懐箇所で「御誕生被遊候御時<sub>ヲ</sub>御生害仕候様<sub>ニ</sub>と強ク被仰付」とあるように、殺害を含む強い言い回しだったことが判る。それでも氏勝は執拗に粘つたが、義直の意思を変えることは出来ず、この義直の態度を知つた「御袋様」は、「御落涙不大形」というありさまだつた。とにかく義直の態度は頑なで、氏勝が何度取り成しても子の存在を認めることはなかつた。

そして、寛永二年（一六二五）七月二十九日午刻に光友が矢崎左京屋敷で誕生する。氏勝は義直に畳みかけ、もし「御袋様」が嘘を言つてゐるならば、城内で不埒な事をした父親が誰かを詮議する必要があること、氏勝は嘘つきの話を信じて筋無きことを申したことで「無面目次第」となるため「覺悟可仕儀」、つまり死を含む「覺悟」を示し、せめて一言でも自分の子であるとだけ言つてほしいと義直に迫つた。ここでようやく義直も軟化し、「殊外御赤面」してこれまでとは違う話をし始めたと記す。

しかしながら義直は猶も強情で、世間ではもう義直の子では無いと噂になつてゐるため、たとえ自分に覚えがあつたとしても手遅れであると逃げ口上を述べ始めた。そこで、氏勝は「此時節強ク不申上候ハてハ不成儀と被存 慮外をもかへりみ不申 種々様々<sub>ニ</sub>申上候」と無礼と承知

の上で強く義直を諫言したが、義直も折れず「御子様ニハ難成思召候間とかく急なき様ニ可仕候旨 再三強ク御意御座候」と、自分の子どもとは認めることはなく、氏勝に急ぐなど強く釘を刺した。その上で「御子様は信濃ニ被下候間」と、子は「信濃」（氏勝）に下されるとの仰せがあつたため、少なくとも殺害は撤回されたと「御袋様」ともども安堵し、氏勝は「おんひん」に取り計らうこととした。

それでも子を取り巻く環境は悪く、「御前様被召仕候女中衆 其外之者共」が、「御前様」すなわち春姫が、氏勝や大乳は不届き者であると「御腹立不 大形」だとして、「女中衆あまた悪心をさしはさみ度々 若君様并御袋様へ慮外成儀とも可仕様子共多御座候」と、春姫周囲の者が生まれてきた子やその母に危害を加えようとする動きが起り、その時は矢崎左京屋敷向いの山本内蔵（生歿年未詳）の屋敷へ避難させていた。山本は相応院お龜の方の姪を妻とする人物で、氏勝とは相応院お龜の方を介した縁者である。<sup>(8)</sup>しかし、「度々御あやうき御事とも御座候」ゆえ、一時は国内の別の場所か、美濃方面へ避難させることも検討したようだが、子を氏勝の屋敷へ移し、氏勝の室・隆正院に養育させたことで、他所へ移る計画は無くなつた。

そうしている内に春姫周囲からも、生まれてきた子を春姫の養子とする案が浮上してきたため、春姫や春姫の実家・浅野家とも入魂の関係である氏勝と内々に調停が行われるようになつた。その過程で、江戸の相応院お龜の方より子を引き取る旨の連絡が届いた。しかし、氏勝は自分が養育を任せられた身として、この申し出は断つたが、相応院お龜の方の話は春姫にも伝わったようで、子を相応院お龜の方の下へ送られては正室としての面目が潰れるため、春姫から氏勝に対し子を自分の養子と

して迎え入れるため、相応院お龜の方の下へ送らないようにと懇願されたことが記される。春姫にどういった心情の変化があつたか不明ながら、氏勝と春姫とで子の養子縁組の調停が行われ、春姫からも義直に対しても説得が試みられるようになつた。

春姫は清心という者を義直の下へ送つて義直の説得を試みるが、ここに至つても義直は頑なに認知を拒んだ。相応院も後押しして清心は何度も義直の説得を試みるも、義直の態度は変わらなかつたため、仕方なく養子の件は「御指置」として、「御城之内へ御おんミツ<sup>二而</sup>御呼入」という方策を取ることとした。あくまでも正規ではなく非公式に名古屋城へ呼び入れるというやり方である。「御おんミツ」とはいえ、義直も知つていたようで、このことを聞かされると「少御口ぶりやハラカセられ候」という態度に見えたことから、光友が二歳の時に、氏勝の室・隆正院が供をしてあくまで「ひそかに」名古屋城内へ移ることとなつた。

一方「御袋様」は、子が氏勝屋敷へ移された後も矢崎屋敷に滞在していたものの、ここでは身の危険もあることから、「御袋様」も、氏勝の屋敷に移ることになつた。やがて江戸の相応院お龜の方より引取りの打診があつたため、氏勝の家臣に守られて江戸へ下向した。「御袋様」は相応院お龜の方屋敷の「長局」で暮らしたが、春姫に対する憚りがあると思ったのか、相応院お龜の方は家康の側室・清雲院お奈津の方の「びくに谷清雲院殿屋敷」の一部を借りて「御袋様」の住居を造れないかと、氏勝に相談をした。氏勝はその心配は無いとし、もし憚りがあるならば同じ建物の中では無く、屋敷地内の長屋の中に部屋を造れば良いと提案し、相応院お龜の方屋敷の「いぬいの方」（北西部）の「御長屋」に部屋を造らせて、そこに「御袋様」を住まわせ、什器調度一切を賄つた。

お尉の方を別名「乾の方」と称するのは、おそらくここに由来すると思われる。

なお、相応院お龜の方屋敷の所在については、「敬公実錄」<sup>(9)</sup>の元和五年（一六一九）の条において、「月日不詳」として相応院お龜の方が江戸下向したことが記されているものの、「江戸御屋舗不詳」となっており、尾張徳川家ではその屋敷地を把握していない。相応院お龜の方下向時に存在した尾張徳川家の江戸屋敷は、元和二年拝領の鼠穴邸のみが記録上確認できる唯一の屋敷だが、当時、後に御三家とされる徳川一門家の位置付けは、まだ明確に将軍家の家臣とされておらず親族扱いだったことを考へると、拝領当時の鼠穴邸は藩としての屋敷ではなく、義直個人の江戸滞在屋敷といった性格が強かつたと考えられる。

そのため、家康の側室・相応院お龜の方もまた、清雲院お奈津の方と同様に、別個に屋敷を与えられた可能性が高い。それゆえに尾張徳川家に相応院お龜の方屋敷の情報が遺らなかつたのではなかろうか。残念ながら現時点では、相応院お龜の方屋敷の位置は判らないものの、清雲院お奈津の方屋敷が当初は江戸城の「三之丸脇」に与えられ、後に「小石川御門内」に移されたことを考へると、相応院お龜の方屋敷も当初は江戸城内に存在した可能性は指摘できる。

とにかく光友懷妊から出生、認知に至る経過は、相当の糺余曲折を得たため、光友は少なくとも名古屋城内に入るまで、殿様の子としての成長儀礼は何一つされておらず、これらの節目は全て氏勝が賄つたこと、相応院お龜の方から相当の感謝を氏勝が受けたことを書き記している。そして、光友と三代將軍家光の長女・千代姫（一六二七／九八）との婚礼が決まり、光友が将軍家の簪になつたことに対する、「ひとへに我等

之覚悟を以加様之目出度御事<sub>尔</sub>奉成候」と、自分が一身をかけて果たした役割を強く誇るもの、このことに対しても特段のお褒めの言葉は無く、人並みに祝いを言われただけだつことが不満のようで「不及是非儀と被申候」と、文末に義直に対する心情が吐露されている。氏勝に対しても特別の労いをすることは、歓喜院お尉の方の懷妊騒動が無用に掘り起され、光友の権威に影響を及ぼすことにも成りかねないため、義直としても氏勝を改めて讃えるわけにはいかなかったのだろう。

### 三 光友生誕地

本覚書を見る限り、お尉の方の懷妊から光友出産に至る経緯は、それを一身で守り通した者の述懐という意味でほぼ真実とみて差し支えないだろう。そうすると光友が誕生した場所は、義直の乳母・大乳の息子である矢崎左京の屋敷ということになる。

光友生誕地について『名古屋市史 政治編第一』では、先述の「山下家譜」を引用して、「矢崎左京の邸」が出生地である可能性が高いと指摘しているが、その所在地については明示していない。その上で、若宮八幡（現・名古屋市中区の上前津）の向かいの塗師・権右衛門隣の町屋で誕生したので、若宮八幡を光友の産土神とした説や、お尉の方の実家・吉田家の系譜となる都筑家の屋敷があつた蒲焼町（現・名古屋市中区錦）で生まれたという説を挙げて、光友の誕生地については明らかではないとしている。若宮八幡前説・蒲焼町説の根拠は不明である。

『源敬様御代御記録』<sup>(12)</sup>では、「乾御方於名古屋安産、御男子様御誕生、御名 藏人様ト奉称「後出雲ニ御改／年月不詳」（〔 〕は割註・筆者加筆・以下同。）と、その出生地を明らかにしていないが、後世の編纂物であ

る『尾藩世紀』<sup>(13)</sup>では、寛永二年七月の条に、「廿九日、世子生る。初名藏人、後越後、出雲等ニ改む。世子ハ家女の生処なり。故ニ是日老女大局の邸ニ生る。後世子となるニ及て、五郎八と称す。」とあり、「老女大局」が「大乳」のことを指すのであろう、この者の屋敷で生まれたことが明記されている。

これについて『士林浜洄』附録卷第百二十九断絶家系辛之部駿河御部屋衆の矢崎左京（利光）の項には、「其母為敬公傳母、号大局」。<sup>(14)</sup>以故利光於駿府被召出、為御小性。神君賜朱章采地四百石、一時世以為美少年、其後加倍二百石、附大局ノ宅、在于尾府下車巷<sup>(15)</sup>。瑞公生於此宅<sup>(16)</sup>、とあるように、矢崎は義直の「傳母」である「大局」の子として駿府で家康に取りたてられ「御小性」となつて四百石を賜り、さらに「美少年」ゆえに二百石を増加され、「大局ノ宅」に寄宿したとある。場所は「尾府下車巷」、つまり名古屋城下の車町で、ここで「瑞公」すなわち光友が生まれたと記されている。

この「大局」の屋敷は、同書で続けて「大局奉為祈禱」。捨其宅<sup>(17)</sup>為寺号聖運寺。其後聖運寺建<sup>(18)</sup>高原院大夫人ノ廟、故移之ヲ堀川<sup>(19)</sup>、其墟創寺<sup>(20)</sup>曰至誠院<sup>(21)</sup>。と記されるように、「大局」が祈祷所とするため、屋敷を廢して「聖運寺」とし、後に同寺に「高原院大夫人」、すなわち春姫の「廟」を建立するため堀川方面へ移転した後、その跡地に「至誠院」が建てられたことになっている。現在でも旧車町である伏見魚ノ棚通（中区丸の内一丁目八番）には至誠院が存在しており（写真1）、この寺地が矢崎左京が寄宿した「大局ノ宅」であり、本覚書でいう「山崎左京屋敷」、すなわち光友生誕の地と考えて差し支えなかろう。

ただし、『尾張名所図会』には至誠院の記載は無く、『尾張名陽圖會卷之一』<sup>(15)</sup>の寺由緒記載によれば、「此寺は往古真光院 玄爾大法師といふ人廣井村に建立す 年曆ハ詳ならず 中興爾観大法師の時 貞享三年に今地へうつるとぞ」とあり、現在地への移転は貞享三年（一六八六）とする。

前身の聖運寺は、現在の堀川洲崎橋南東部（中区大須一丁目二五番）に現存しており、『尾張名所図会』には「日蓮宗 安房國小湊村誕生寺末。車の町に多門坊といへる真言宗の廢寺のありし跡に、寛永五年十一月僧日眞此寺を建立し、同十一年今山號・寺號に改めしを、天和三年こゝにうつせり。」と記載する。現在地に移つたのは天和三年（一六八三）だが、車町に寺を建立したのが寛永五年（一六二八）で、それ以前には「多門坊」という真言宗の「廢寺」があつたという。光友の生誕が寛永二年のため、聖運寺建立との時間差は短いが、この後代の記録を信じるならば「大局ノ宅」から直接、聖運寺になつたのではなく、「多門坊」という寺が先に建てられており、早々に「廢寺」になつたようである。聖運寺移転後、至誠院が建てられるまで三年近くの間があくため、それぞれの寺には関連性はないとみてよかろう。

なお、この光友生誕比定地だが、現在確認される最古の名古屋図「正保四年名古屋城絵図」（徳川美術館蔵）では、正保四年（一六四七）時の当該地は「町」とするだけで、武家屋敷が存在したことになつていよい。「蓬左遷府記稿」<sup>(17)</sup>所載の図1「元和年中名古屋御城下町々并諸土宅地略圖」や、図2「万治年間名古屋絵図」（名古屋城振興協会蔵）でも当該地は町人地表記となつてゐる。このことは、光友生誕比定地の「大局ノ宅」は、武家屋敷のような確固と囲繞された空間ではなく、町並屋敷のよう

な防御性の弱い施設だった可能性がある。

そのため、危害を加えようとする者は出入りしやすく、安全性が担保できなかつたことから、他所への避難も想定されたのであろう。最終的には氏勝の屋敷に引き取ることで事なきを得たが、この一件をみても光友が生まれた直後の扱いの悪さが判る。

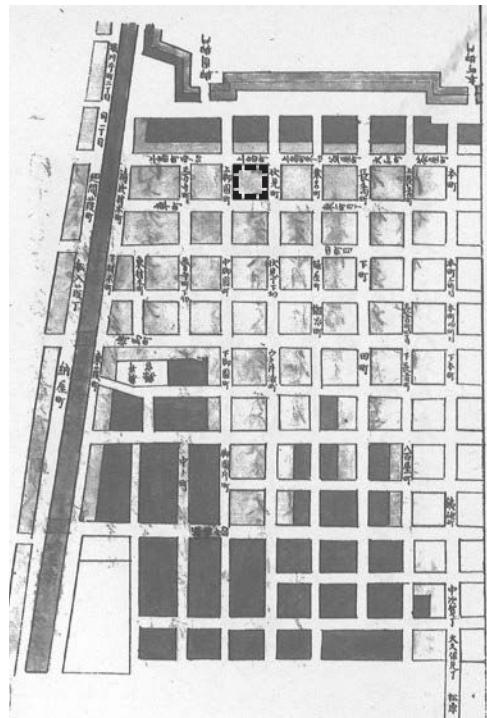


図1 「元和年中名古屋御城下町々并諸土宅地略圖」

部分（破線は筆者加筆。以下同。）

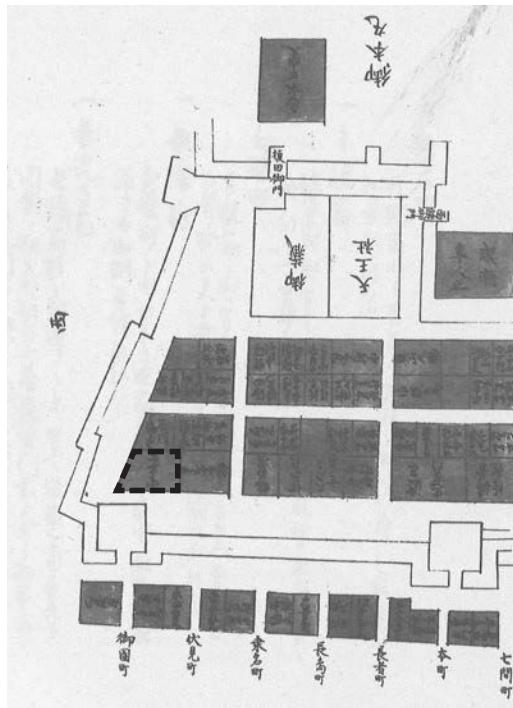


図3 「蓬左遷府紀稿」付図 部分



図2 「蓬左遷府紀稿」付図 部分

山下の屋敷は、確認される最古の丸之内武家屋敷図の図3「蓬左遷府紀稿」付図で、御園御門内に「山下半三郎」の名を確認できる。三之丸郭内の現・愛知県図書館敷地東方部に位置しており、名古屋城へ移される二年弱の間、光友は比較的安全な郭内で庇護された。<sup>①</sup>の記載によれば、この間、春姫の使者を勤めた清心の屋敷へも光友は遊びに出されており、その際、清心の智である横井伊織の屋敷へも寄つたことが記されている。横井家に子が多く、遊び相手の役割を担つたらしい。

なお、光友生誕地については、これまで光友が隠居屋敷を構えた大曾根の地を比定する見解があつた。<sup>⑯</sup> 大正二年（一九一三）刊行の『續三尾婦女善行錄』<sup>⑯</sup>で、光友は「名古屋東郷渡邊氏の邸に於て」生まれたとし、「今の徳川侯爵の邸中、椿の大樹ある所、光友の胞を埋めし所にして、椿はその記念樹なり」と、現在の徳川園黒門西方の市道中央にある「徳川街園」（名古屋市東区徳川町六〇九番地・写真2）が光友の胞衣塚という伝承を紹介している。

この椿は「櫻岡の大椿」として名古屋市の名木に数えられ『名古屋市史 地理編』<sup>⑲</sup>でも「藩主光友の胞衣を埋み、記念の爲に植ゑたるもの」とし、同書刊行当時は周囲十一尺六寸（約三・五メートル）・高さ七間（約一二・七メートル）あつたことが記される。現地の案内看板では光友の手植えとまで記されるが根拠はない。名古屋空襲で焼失したため、現在の若木は二代目である。

また、戦前の徳川園には大曾根東屋敷内にあつた光友生誕屋敷と称される建物の一部が「清流軒」という名で移設させていたことも、大曾根で光友が生まれた根拠となつていて。徳川街園は、近代以降の尾張徳川家名古屋別邸である大曾根邸の正門から現存する黒門に至る屋敷内路の

ロータリー遺構であり、光友胞衣塚らしい雰囲気を醸し出しているが、残念ながら近代に創られた寓話の一つと言わざるを得ない。戦災焼失の「清流軒」も、改めてその由緒を再検証する必要がある。

### おわりに

光友懷妊から出産に至る経緯は、当時の武家社会における価値観が反映しており、結果として光友は唯一の男子だったことで認知に至るものの、仮に複数の男子が既に存在していた場合、そして殿様の意思に抵抗する者が不在だった場合、殿様の身勝手な意思が優先される可能性が高いことが浮き彫りとなつた。

『尾藩世紀』には「後世子となるニ及て、五郎八と称す。」とあるように、光友が尾張徳川家の跡継ぎとして認められてより、初めて「五郎八」の名が与えられたわけで、『源敬様御代御記録』では「御名 藏人様ト奉称「後出雲ニ御改／年月不詳、」とあるように、はじめ「藏人」や後に「出雲」と名乗つたのは、あくまでも氏勝による仮名ということがある。また、尾張徳川家の嫡子に与えられる「五郎太」の名乗りを与えられず、あくまで「八」とするところに、義直の頑なまでの意思が見られる。この先、正室に男子が生まれた場合、いつでも廃嫡する用意があるという意味であろうか。出生地も城内ではなく、現在、至誠院となつている名古屋城下の一画、ということも扱いの低さを物語つっている。

光友の「御袋様」、すなわちお尉の方（乾の方）の扱いも等閑である。結果として光友は家督継承できたことで、生母菩提のための歓喜院（後の「大森寺」）が建立されて永世菩提が弔われるが、郷里を離れた江戸暮らしへ余儀なくされた上で、推定二十代後半の寛永十一年（一六三四）二

月十二日には江戸で亡くなるため、尾張徳川家の都合で翻弄された感は否めない。光友は寛永七年まで出府しないため、子と会えた回数も限定的だろう。また、記録も少なく、『袂草』卷之十にかろうじて出自に関する記述がみられる程度である。

同書によれば、「瑞龍院様御母は、大森村百姓何がし、の女なり。むかし、源敬様御鷹野の節、大森村にて手負猪出て、君を目がけ馳来りけるを、民家より小女出て追ひしりぞけたり。其勇気、男子もおよばざるはたらきなりければ、深く感じさせ給ひ、御帰りにも出て居るべきよし命ありける故、平伏し居たるに、翌日御呼び出しありて、直に御抱になりし。其節、都筑九郎右衛門娘として出られたり。【是は都筑の百姓】にてありし故歟」其後御手かゝり、懷妊して、終に御男子をうめり。瑞龍院様と申奉るは、此御方也。旧井氏説」とあるように、お尉の方は大森村の百姓の娘で、義直が鷹狩りの際に義直に向かった手負いの猪を撃退したことで義直の目に止まつたことになっている。

大森には「御膳洞」<sup>(22)</sup>の地名や、大森東方の「良福寺後山」に「行殿墟」があつた由緒が残るため、義直がこの近辺に鷹狩りに來ていたのは確かだろう。『袂草』では「吉田甚兵衛姉」とも記す。吉田家はお尉の方の縁により藩士に取り立てられたようで、最盛期には七百石を知行したという。吉田家より分家した藩士・都筑家もゆかりの家として紹介されている。

猪を撃退したという話が、先の『續三尾婦女善行錄』では、お尉の方は「骨骼偉壯」であるという体躯だったことになり、義直が通過する際、「麥の入りし白を持ちて之を屋中に入れ、又父の盥中に浴しつゝあるを、父と湯とを盛りたるまゝ、其の盥を両手に携へ擧げて内に入りたり。」と、

それまで掲いていた麥（麦）入りの白を抱えて家中に入れ、父親が行水していた盥を、父親と水が入ったまま持ち上げて運び込んだという驚くべき腕力の女性として描かれている。

成人した光友の怪力記録が散見する中での生母像の創出なのか、同書の出典は不明で、多分に伝説先行の脚色が見られる。尾張徳川家子女の中で、記録の上で唯一の認知騒動があつた人物にまつわる話としての脚色だろうか。あるいは史実の一片が内包されるかもしれないが、史料評価は、お尉の方の数奇な生涯を物語る記録の一つという程度に留めることとする。

#### 註

(1) 名古屋市蓬左文庫蔵。一三九一七。全六冊の内第一冊。

(2) 『名古屋市史人物編第一』名古屋市役所 昭和九年五月二十八日発行。

(3) 『郷土研究誌 かりや』第四十三号 割谷市郷土文化研究会 二〇二二一（令和四）年三月

三十一日発行。刈谷市歴史博物館 永井優香子氏の御教示による。

(4) 請求記号二〇七五一一〇五八。贍写本。七十丁。

(5) 『名古屋叢書続編 第十九巻 土林泝洄(三)』名古屋市教育委員会 昭和四十三年一月

三十一日発行。

(6) 隆正院の歿年・実名は「志水家系譜全」(市立名古屋図書館蔵書「名古屋市史資料」・徳

川美術館所蔵影印本)による。

(7) 『名古屋市史 政治編第一』名古屋市役所 大正四年十一月十五日発行。

(8) 「士林泝洄卷九乙之部一 御部屋後附衆山本」『名古屋叢書続編 第十七巻 士林泝洄(一)』名古屋市教育委員会 昭和四十一年一月三十一日発行。

(9) 名古屋市蓬左文庫蔵。分類番号一三九・七。

(10) 原史彦「徳川將軍の御成」(石川県立歴史博物館『加賀藩江戸屋敷—本郷邸の儀礼とくらし—』二〇二〇年九月発行。)

(11) 「幕府祚胤伝一」(『徳川諸家系譜』第一 続群書類從完成会 昭和四十九年八月三十日発行。)

(12) 徳川林政史研究所編 深井雅海・川島孝一校訂『源敬様御代御記録 第一』八木書店

一一〇一五年七月十日発行。引用文中の「」は割註。

(13) 名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編 第二卷 尾藩世記 上』名古屋市教育委員会

昭和六十二年三月三十一日発行。

(14) 『名古屋叢書統編 第二十卷 士林浜洞(四)』名古屋市教育委員会 昭和四十三年十一月三十日発行。

(15) 『愛知郷土資料叢書 第七集 尾張名陽図会』愛知県郷土資料刊行会 昭和四十六年九月二十日復刻刊行。

(16) 『尾張名所図会』上巻 大日本名所図会刊行会 大正八年一月七日発行。愛知県郷土資料刊行会 昭和四八年三月二十日再復刻。

(17) 名古屋市蓬左文庫蔵。加藤品房編・文化十四年(一八一七)序。

分類番号一四七・一一。

(18) 『徳川美術館ガイドブック』徳川美術館 平成二十五年一月十七日発行。

(19) 『續三尾婦女善行錄』愛知県立高等女學校校友會 大正三年十二月一日発行。

(20) 『名古屋市史 地理編』名古屋市役所 大正五年三月三十日発行。

(21) 『名古屋叢書第二十三巻 隨筆編(六) 枥草 正事記』名古屋市教育委員会 昭和

三十九年一月三十日発行。

(22) 『張州雑志』第九十三春日井郡(『張州雑志』第十二卷 愛知県郷土資料刊行会 昭和五十一年十一月二十八日発行。)

史料「山下家覚書」  
【表紙題簽】

山下家覺書

【中表紙】  
覚

【本文】

光義様御誕生被遊候前後之事道智へ様子相尋／候處申聞候ハ先 御袋様

御懷人被遊御月数も／＼わり候て 大乳辻御袋様被仰候ハ 義直様御／  
子様御懷人被遊候 其趣委細段々御物語被成候／大乳被存候ハ 御前様思  
召恐多候間 御子様御誕／生之御事ハ何共分別ニ難及候 山下信濃儀八  
義直様御幼少之御時より御奉公被申上候故 御心／安も可被思召候 其上  
相應院様江御内證之御／相談申上候者之儀候間 信濃方へ談合可仕之由  
／被申 大乳則道智方へ被參 委細之趣被申聞候 其ノ時道智者信濃と申候  
先以目出度御事不過之候／奉存候併まことしからざるよし被申候ハハ  
大／乳被申候ハ能／＼僉儀仕候ニ少もうたかひ申ヘ／＼き所も御さな  
く由被申候 其時道智被申候ハ

御前様御輿入候て拾余年ニ成申候得共 いたまた

御子様御出生不被遊候

義直様今年は年廿六尔被為成候へハ 御子様御／出生之御事多年奉願候  
併實定之處是のミ無御／心元存候由被申候 其時大乳被申候者とかく御／  
懷人之御方ニ前後之子細信濃守具ニ被承可然之／由被申候依之 御袋様

へ被承届候へハ猶以  
御子様之御儀うたかひ可申處も無御座候由就夫 御袋様御申被成候

趣其時分御用も達被申候衆中連座之時分被申出候へ者何レも被申候  
ハ疑敷

殿様御子様<sup>二而</sup>可有御座共難存候うたかわしき儀<sup>二而</sup>有之由申仁御座候  
加様之御腹之

御子様 上様之御甥子 御姪子等とて江戸などへ御下被成候事ハ成間  
敷候由中方も御座候又

御子様ハいつ<sup>二而</sup>も御出生可被遊候間 兎角疑/敷御子様と申主君<sup>ニ</sup>仕候  
儀御家中衆迷惑可仕候間 此度之御事ハ先なき様<sup>ニ</sup>仕度と申人も御/  
座候又御前様思召難計候 其上浅野但馬守殿初/御一家之思召も如何候  
ハんと申仁も御座候又

御前様<sup>ニ</sup>御子様御出生不被遊候とても近頃

中宮様<sup>ニ</sup>御越被成候御方之御腹<sup>ニ</sup>も定<sup>而</sup>御子/様御出生可被遊候 左様<sup>ニ</sup>  
も候へハとかく此度/之御事ハなき様<sup>ニ</sup>仕候て可然と申方も御座候/  
此外種々様々<sup>尔</sup>申者とも多御座候 又有無之僉/儀をも不申仁も御座候由

其時道智被申候ハ先 御前様御輿入候て拾余年<sup>ニ</sup>成申候へ共 御子/様無御座候 每もいつれ

も寄合申候節ハ御子様/御誕生被遊候様<sup>ニ</sup>と願申事候 此度之御子様た/  
とひ御男子<sup>ニ</sup>も 御前様<sup>ニ</sup>御子様御誕生被/遊候ハ、いつ<sup>ニ</sup>も御惣領  
ニ御たて可被成候/其時ハ今度之御子様は御二男に成共 又は御家/來  
ニ成とも可被遊候 又上様之御まへ、御出シ/被成事難成可有之由曾<sup>而</sup>難  
心得く上<sup>ル</sup>下<sup>ル</sup>至/まで腹之かまひハなき物<sup>尔</sup>て候 又御子様之御/事う

たかひ被存候 段々被申分尤之儀<sup>ニ</sup>候 我等も/此段如何と存候故 強ク僉  
儀仕候御懷人以前<sup>ル</sup>

御袋様大乳<sup>江</sup>御断被仰候ハ 少思召候子細御座/候間 自今以後御城外わ  
きくへも御出有間敷由/かたぐ 御申 其以後ハ終<sup>ニ</sup>御城<sup>ニ</sup>御出無御  
座候 其上御袋様之御誓紙文も/御座候 扱又 御前様之思召ハ不苦存候  
只今御/腹立御座候とて後々ハ別儀も御座有間敷候/但馬守殿被仰様  
も有之間敷候 其上うたかひも/無御座候

御子様を何とて御出生不被遊様<sup>ニ</sup>可仕と道智/種々被申候へ共連座いつ  
れも合点無之候 扱右/之通 御袋様并<sup>ニ</sup>大乳へも御物語被申候へハ/少  
もうたかひなき御事<sup>ニ</sup>候間 信濃才覚を以御/子様御出生被遊候様<sup>ニ</sup>御賴  
被成候由様々之被/仰様御座候 其節は相應院様江戸<sup>ニ</sup>御座候故

御子様御懷人被遊候趣前後之御子様具々道智/ち被申上候 大乳<sup>ル</sup>も被  
申上候

相應院様不大形御悅被成能様<sup>ニ</sup>とりとゝのへ/御子様御誕生被遊候様<sup>ニ</sup>  
信濃才覚可仕之由被仰/下候 弥月数も<sup>重</sup>より御懷人と相見へ申故/御  
城女中之内<sup>ニ</sup>かれこれと申分も出来不可/然儀共御座候故 御煩と申な  
し先大乳之子矢崎/左京屋敷迄御引越 大乳居被申候所へ奉入候 扱/又  
道智御用を達シ被申候衆へ 御袋様之御申/被成候様子も被承届可然様<sup>ニ</sup>相  
談可有之儀と/再三申候へ共 取持申人無御座候此上は道智一/人申上  
候ても不苦儀と被存 御子様御懷人被遊/候趣委細<sup>ニ</sup>被申上候へハ 義直  
様曾<sup>而</sup>御覺不/被遊候間 其分<sup>尔</sup>相心得なき物<sup>ニ</sup>可仕旨 御意/御座候 其  
時道智大<sup>ニ</sup>行當様々<sup>尔</sup>被申上候へ共/右之 御意少も替り不申 扱其後大  
乳 御袋様/へも曾<sup>而</sup>御覺不被成候 御意之趣申候へハ 少/も偽り申上

ル儀二而も無御座候 上と下之儀ニ候へハちから不及之由御申 御袋様  
御伏しつ之御落涙不 大形御迷惑被成候 道智其後も 弥委一細二被承候へハ  
御子様ニ少一もうたか二ふ所無一御座候之故 又御序而を以色々被申上候 御子  
様ニ御誕生被遊候御沙汰御いや二被 思召も御座一候ハ、信濃才覚仕可  
成程おんひんニ仕かくし一置可奉候 御成人被遊可然御生付二而も御座候  
ハ、御家中ニ成共被遊様は色々御座候と様々一被申上候得共 最前之  
御意ニ替ル御事も無御一座 御才覚不被遊由 強ク被仰聞候故可仕様も無  
御座罷立候 拗何角日数相延申内尔 御月数も一より寛永二年丑七月  
廿九日午刻若殿様御誕生一被遊候 道智御よな尔御家之御紋有之物之由  
申傳候故 其時御用も達被申衆之内二三人尔 御一よな見せ申候 御よな  
ハ大キ成木之葉之様成物一ツ見二葉矣へ申候之故 道智申候ハ 是ハあおふひ  
の御一紋ニ而可有御座候 丸之内ニあおふひの葉三つ一つけ御紋ニ仕候ハ人  
作二而候一葉尔てもあお一ふひ葉ニ似申物御座候へハ 御紋ニうたかひ無一  
御座事と申候へ共見申衆合点不参由被申上候 尤一道智も慥ニ御紋とハ見不  
申候得共 御袋様御一申被成候御口上少一もうろん成御事無御座候故一御  
よな見申候時も右之通ニ被申候 其節ハ御よ一なを繪圖ニ仕候由 拗又道  
智重而御前ニ罷出御一誕生被遊候趣申上 御袋様右ニ御申被成候通ニ弥  
具ニ申上候 併右ニ 御子様之御覚無御座候一由度々 御意御座候 女性  
偽申上候ハ、女性之ニ儀ハ勿論 今度誕生之男子之父也も御僕儀可有一  
御座事と奉存候 若又 御子様ニ而御座候はと一がなき 御袋様 御子様  
をも急度被仰付候儀一御座有間敷義ニ奉存候 拗又信濃儀者女性之頼一申  
とて筋なきこと申上候と諸人嘲不 大形由風一聞及承候 無面目次第ニ存迷  
惑仕候 此上ハ信濃ニも覺悟可仕儀と存候 若 御子様之御覚も御座一候  
て 御袋様御命をも御つき 若君様をも御一成長被遊候様ニ共思召なお

され候ハ、御子一様と御座候御意御一言被 仰聞被下候様ニと一種々  
様々ニ申上候へハ しはし御思案被遊 最前ニ之御意と相違之處思召候や  
らん 殊外御赤面被一遊 其後被 仰出候ハ たとひ御子様之御覚御座一候  
ても 諸人御子様ニては御座有間敷之由申候一通御聞及被成候 さも候へ  
ハ 御子様と思召候一而ニも只今被 仰出候儀難成候間 いそきなき様ニ  
可仕之由 堅ク被 仰出候 其時道智被申上候一ハ 御子様ニて無御座候  
と諸人風聞仕候ハ 兼ニ々御覚無御座候之由 御意御座候通 承傳申事一  
御座候 殿様御子様と被 仰出候ハ、誰人一か 御子様ニ而ニ無御座候  
と申者可有御座候哉一御為ニも不苦御事と奉存候間 御子様ニ被遊一様ニ  
とさまニ、申上候然共 御子様ニハ難成一思召候間 とかく急なき様ニ可  
仕候旨再三強ク

御意御座候 道智此時節強ク不申上候ハてハ不一成儀と被存 處外をもか  
へりみ不申 種々様々ニ申上候へハ 其時御意ニハ信濃無理成事申上候  
併信濃能々僉儀仕うたかひもなく存定候ハ、  
御子様は信濃ニ被下候間 ともかくも仕候様ニと一 御意御座候 其時道智  
被申上候者 御幼少之ニ 御時ニ御奉公も申上候故 處外成儀とも様々申/  
上候處尔 加様ニ被 仰出候儀難有ク忝奉存候

御子様之御事ハ成程おんひんニ仕 私方ニ可奉一入置候由申上ヶ 御前罷  
出即刻 御袋様并大ニ乳ニへ 御意之通被申候へハ 不大形御悦一御袋/  
様御手を御合御満足被成候趣 度々被 仰聞候一由 拗 若君様 矢崎屋  
敷ニ道智所へ奉移候隆ニ正院御守仕候 矢崎屋敷ニ被成御座候内ニ 御前  
様被召仕候女中衆 其外之者共ニも 若君様御一誕生被遊候儀を承傳色々  
取なし 御子様ニ而ニハ無御座候 御前様御腹立不大形候 信濃并ニ大  
乳不届ニ被 思召候由申なし 女中衆あまたニ悪心をさしはざミ度々  
若

君様并御袋様へ／慮外成儀とも可仕様子共多御座候 其時節ハ矢／崎屋敷向山本内蔵助屋敷江若君様御かくれ／被成候 内蔵助儀ハ道智縁類故かね々申合候度／々御あやうき御事とも御座候故 名古屋之御住／居も被成かたく御座候故 御国はしめ又ハ濃州／邊へも御しのひ可被成かと大乳も道智へ相談／御座候 其内ニ道智かたへ成シ奉り候故 他国之／之儀ハ御延引被成候 扱其後 御前様被召仕候／衆中まで道智御内證被申候者 御子様御誕生／被遊候間 御養子ニ被成 乍恐御尤ニ奉存候 信濃／儀ハ浅野紀伊守殿初 但馬守殿迄別而御念頃尔／御座候 就夫 御前様も御念頃ニ御意御座候故／一入御内證申上候 とかく御養子ニ被遊可然御／事ニ奉存候由被申上候へ共 御取次も無御座候／右之段々 相應院様於江戸御聞被成 義直様／之御子様ニ少も御まかひも無御座候之故 若此／上ハ 若君様尔御大事も出来可申かと被思／召ひそかに江戸へ御下シ被成 相應院様ニ御／置可被成之由 道智へ仰被下候 然とも道智被申／上候者 御子様之御事ハ道智ニ御預被成候間／江戸へ御下向之儀ハ難成儀と被申上候 扱又

相應院様御呼下シ被成度との思召御座候節

御前様尔道智隆正院へ御使ニ而被 仰下候ハ

御子様御誕生被遊候儀 目出度被 思召候 近日

殿様へ被仰上御養子ニ可被遊候間 左様相心得／其内弥御馳走可仕候又相應院様尔御子様／を江戸へ御引取可被成之風聞仕候 若左様之儀／も御座候へハ 御前様別而御迷惑ニ被 思召／候 浅野但馬守殿を初御一門中之思召も御迷惑／被遊候 御養子ニ相濟申迄ハ信濃夫婦江御子／様御預ケ被成候間 必江戸へ御下向不被遊候様ニ可仕之旨堅ク御頼被成候由色々御念頃ニ被／仰下候故 御意之趣奉畏候 御養子ニ可被成候／旨結構

作り可申由申上ヶ

相應院様御かまへいぬいの方の御長屋之内/<sup>ニ</sup>御部家作り諸色相調奉入候其時も御袋様前後/<sup>ニ</sup>之儀被仰出御礼中々難述尽由御懷人之内/<sup>ニ</sup>御誕生之前後御七夜御宮参御城へ被為入候/御時もとより道智屋敷<sup>ニ</sup>被成御座候内御袋様江戸へ御下り被成候時節いつれも上々様/方ち之御かまひ無御座候故道智一人之覚悟を以種々様々取とのへ奉り候由申候扱又

光義様御三歳之御時道智江戸へ罷下候其時

相應院様道智へ御尋被成候ハ光義様御事

義直様御子様<sup>ニ</sup>被成候儀強ク御いや<sup>ニ</sup>思召候/若御むまれつき悪敷も御座候哉と色々御尋被成候道智被申上候ハ御むまれ付残所も無御座/候常人之生付とハ御替り被成候うたかひもな<sup>ニ</sup>き御子様<sup>ニ</sup>て御座候間御氣遣不被遊様<sup>ニ</sup>ト申上候扱其後光義様御九歳<sup>ニ</sup>而江戸へ御下/向被遊候其時相應院様道智へ御意被遊候ハ御三歳之時信濃申候通少も違申事無御座候/常々御聞及被成候らも御むまれ付能御利はつ/<sup>ニ</sup>て一入御満足被遊候ひとへに信濃覚悟故

御子様<sup>ニ</sup>者成シ奉り候とて色々御褒美御念頃/不大形由申候扱其後光義様へ姫君様御縁邊/被仰出御座候て其以後義直様御上国被遊/候其時道智御前へ御目見<sup>亦</sup>被罷出候へ今一度於江戸右兵衛督様へ姫君様御縁組被仰出/別<sup>而</sup>御満足被遊候由被仰聞色々御悦之/御意とも御座候道智宿<sup>江</sup>被罷帰被申候ハ光義様御懷人之御時分八曾<sup>而</sup>御覚も不被遊候/間なき様<sup>ニ</sup>可仕之旨強ク御意扱御誕生被遊/候御時者御生害仕候様<sup>ニ</sup>と強ク被仰付候其/節色々様々申上ヶ御成長被遊只今公方様/之御聟君<sup>ニ</sup>被為成もひと

へ我<sup>等</sup>拵之覚悟を以加/様之目出度御事<sup>尔</sup>奉成候然所御念頃之御意/も無御座候て人並<sup>ニ</sup>被思召候處不及是非儀/と被申候右之外も色々有之候へ共先有增如此/候以上

右ハ山下佐左衛門父道智へ尋承書記置候由其写先年私へも一通佐左衛門相渡于今/所持仕候本紀ハ定<sup>而</sup>今之中村又藏方<sup>ニ</sup>/可有御座候

#### 覺

一大殿様御誕生之御時山下道智御奉公之品々/山下佐左衛門先年父道智へ尋承候趣書記置候本書ハ中村又藏方<sup>ニ</sup>可有御座候加様之儀/當時存候方無御座候沢村三左衛門方其節之/事覚被語申候由先年成田兵助物語<sup>ニ</sup>候三左/衛門方ハ矢崎左京召仕之者語申候由大乳所/へ道智何も同道<sup>ニ</sup>而參僉儀有之いつれもハ/先へ被帰候道智ハ跡<sup>ニ</sup>追付候とて道智さう/りをはき申候とて御子<sup>ニ</sup>せでハ置間敷と獨/言被申候きつき人<sup>ニ</sup>候と申候など<sup>ニ</sup>三左/衛門方物語之由兵助私へ物語<sup>ニ</sup>候矢崎左京/ハ大乳の子<sup>尔</sup>て大乳ハ源敬様之御乳人<sup>ニ</sup>/候左京子孫于今有之候

一源敬様御當歳か御二歳之御時権現様<sup>ニ</sup>津/金修理を御守<sup>ニ</sup>被仰付候源敬様御三歳/<sup>ニ</sup>之御時権現様<sup>ニ</sup>山下道智を御屬被成候駿河/之御城<sup>尔</sup>て五郎太様衆ハ内ノ百間長屋外の/百間長屋請取被居候由内外をわけ一方ハ津/金修理支配一方ハ山下道智支配<sup>ニ</sup>候此節/頭立候者ハ修理道智計<sup>ニ</sup>而外ニハ無御座候/右支配<sup>ニ</sup>逢候人々後迄生残候衆物語私など/も承候頭立候衆御屬被成候ハ御成長被遊候/ての事<sup>ニ</sup>候修理道智ハ御人初之者<sup>ニ</sup>候間宮/大隅長野休心などハ御小性之由一山下道智繪像之讚ハ堀勘兵衛書之是又山下/佐左衛門父道智<sup>ニ</sup>承候

趣ニ候 本繪像ニ讚有ハ之ハ中村又藏方ニ可有御座候 此讚ニも道智ニ御

奉公之品々相見ヘ候

ふち 四分一 金けほり  
鍔 笠のすかし

一高源院様之御父浅野紀伊守殿御卒去跡職御／舍弟但馬守殿へ被仰付候

節道智取扱仕候此／書付ハ先年松平紀伊守殿ハ浅野但馬守殿御／子

之事ニ候之故紀伊守殿家老衆へ子細候て／佐左衛門見せ申候とて書立

候由其写を私ハ／も佐左衛門方ニ越申候是又由書ハ中村又藏ニ方ニ可有御座候以上

覚

山下大和守藤原氏勝三男山下佐左衛門尉藤原氏紹貞享三丙寅年御煩  
被成御氣色段々御快然も無御座候養生被成候我等事中村家繼子無  
之兼而中村家へ養子被仰付候得者外ニ／男子も無御座付我等末々男子兄  
弟有之候ハ、壱人者山下藤原氏ニ申付此三原一乗刀／一腰并来國俊  
脇指一腰相渡可申旨仰ニ而則／右二腰御由緒等御咄被成我等へ御渡被成  
預置／申候

白鞘入花色紗綾袋入

一腰

三原一乗刀  
一腰

拵

寛文三年極五枚折紙添

三原一乗刀拵  
切羽鍔鷗目金

目貫赤銅金二疋連しやち

柄白鮫糸ちや

さやくろし  
下緒ちや

袋有り

右刀ハ山下大和守氏勝御所持被成元來日蓮／御宗門ニ而御座候付常々御  
大切之御所持ニ御座候有時出火仕儀有之大火ニ及御防為被／成屋祢  
高ク御揚御支配被成候節屋祢踏貫ケ／不計所へ御落被成然所其下ニ大  
キ成井戸有ハ此所へ落かゝり井底へ落人候ハ、生死も／危ク有之処  
井筒ニ右御刀横たへ御懸り被成／誠あやうき事御遁被成候ケ様成儀度々  
御座候へ共一乗妙典御信心被成／候故と此御刀別而御秘藏被成候依之三  
男山／下氏紹日蓮宗故右之儀被仰達氏紹へ御渡被／成候由御物語共有  
之候

白鞘入純子袋入

一腰

来國俊

四枚五両札有

拵

切羽鍔鷗目金  
目貫金之龍

さめ 白糸くろ

ふち 赤銅むし

鐸赤銅むし

さやくろし

下緒黒いと

袋有り

勝時

覚

一 我等儀及老年眼病相煩難相勤 隱居奉願候處 今／日願之通被 仰付 家督無相違 居屋敷共御自／分江被下置 難有仕合奉存候 仍之道智老ち三／原一乘刀來國俊脇差道哲老江御譲り御所持／被成候ち道哲老被仰置候ハ 末々山下為名乗候／子孫江御譲有之様ニと由緒御物語被成候而亡父生鐵老江御渡被置候処 我等御名字名乗十／八歳于時享保元丙申五月十九日右二腰并由／緒書御渡先祖ち思召ニ而致所持候處 今日家督／相続被 仰付 右二腰共相譲り本望之至候 永／ク所持可有之者也

山下佐左衛門藤原氏倫

(印形) (花押写)

明和二年乙酉／五月十九日

山下一問多殿

(後略)

\*改行は「」、割註は「」、抹消は抹消線で示した。

中村又藏源勝時

(「勝蔵」印写) (花押写)

享保元丙申年／五月十九日

山下一問多殿

以自筆以書之處氣色遣ニ有之故 小森右権次／ニ為書写申者也 氣色も能候ハ、自筆可申義／也

付記

本史料翻刻にあたり、徳川林政史研究所研究員・藤田英昭氏よりご助言・校正をいただいた。また、画像掲載について名古屋市蓬左文庫学芸員・星子桃子氏に便宜を図つていただいた。厚く御礼申し上げる次第である。



写真1 現在の至誠院



写真2 徳川街園（伝光友胞衣塚）

《Title》

An Analysis on the Background for the birth of Owari Tokugawa 2'nd Mitsutomo , from the Memorandum of the Yamashita Family.

《Keyword》

Yamashitake-Oboegaki Yamashita Ujikatsu Tokugawa Yoshinao

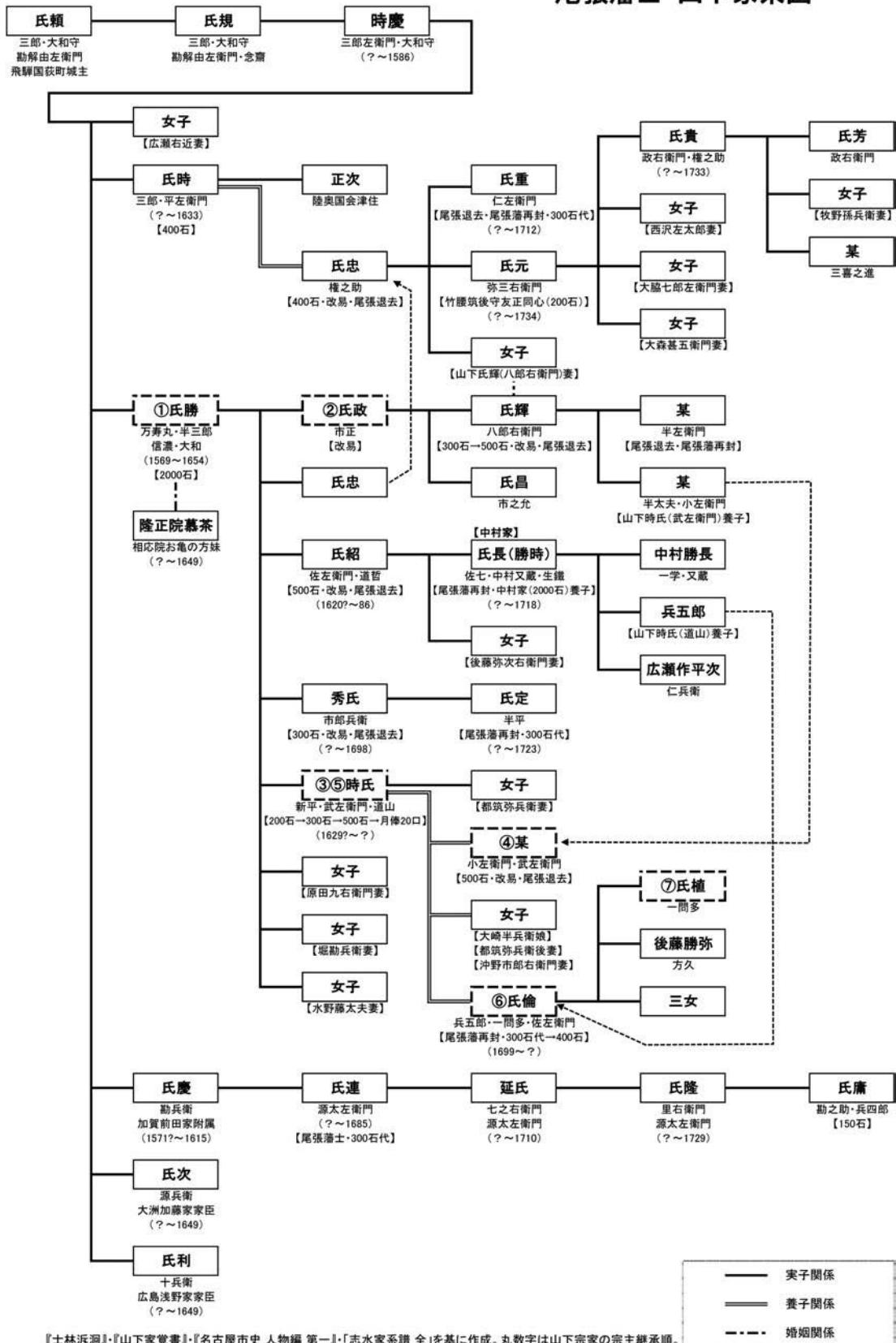
Tokugawa Mitsutomo O-chichi Ojo-no-kata So-o-in Okame-no-kata

Haruhime Yamazaki Sakyo Shounji twmple Shiseiin temple Nagoyashi-shi Shirinsokai

Genkeisama-ondei-onkiroku Bihanseiki Tamotogusa

Zoku-Sanbi-Fujozenkoroku

## 尾張藩士・山下家系図



『士林浜洞』・『山下家覚書』・『名古屋市史 人物編 第一』・「志水家系譜 全」を基に作成。丸数字は山下宗家の宗主継承順。